

## 2(2) その他, 特筆すべき教育・研究・診療・社会貢献活動等への取組と成果, 世界的位置付けなど。( 評価年次報告「卓越した教育研究大学へ向けて」で報告する内容)

### 特筆すべき教育活動

#### 1. 公共政策ワークショップ

公共政策大学院では、毎年度、特色ある授業科目として政策実務の修得を目的とした体験型授業である「公共政策ワークショップ」を開講している。「公共政策ワークショップ」では、地域の自治体等が直面する課題に関して、教員・学生が一丸となって考究し、最終的に政策提言を取りまとめて、実際に自治体等に提出している。平成20年度のテーマは「農業を軸とする地域振興策について」、「地方公共団体の環境マネジメントの今後のあり方について」、「東アジアにおける諸国民間の相互信頼関係の強化のための政策提言」、「現代の大都市行政におけるコミュニティ支援政策の再検討」の4つであり、地域自治体等の協力を得て、特色ある教育成果を収めた。

#### 2. 全学教育への貢献

21世紀COE研究教育拠点形成プログラム「男女共同参画社会の法と政策」の研究成果を活かして、平成17年度より全学教育科目を開講している。平成20年度も「ジェンダーと人間社会」の題で、「ジェンダー」の視座から、性にに基づく不合理な差別のない社会、男女が自律して能力を發揮できる社会の実現などの課題について、13回にわたり、政治学・法学・教育学等の多角的視点に立った多彩な講義が行われ、多数の学生が聴講し、好評を得た。

また、平成19年度より公共政策大学院の教員による全学教育科目「公共政策入門」を開講している。公共政策の各分野における問題の所在と背景、対応策とその批判的検討に必要な公共政策の基礎的な考え方について、実務家教員と研究者教員とが分担して、14回にわたって、実務的・理論的観点から多様な分野についての講義が行われ、多数の学生が聴講し、好評を得た。平成20年度も、同様の授業科目を開講している。

### 特筆すべき研究活動

#### 1. グローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」

平成20年度に採択された同プログラムは、法学研究科が中心となって、拠点リーダー1名、拠点サブリーダー2名、連携拠点リーダー1名、プロジェクト責任者8名、事業推進担当者25名のほか、学内外の多数の研究教育協力者、フェロー、RAから構成されている。

同プログラムは、グローバル化が進行する世界で生じている諸問題を、男女共同参画と多文化共生の二つの観点から解明し、それらの知見を融合しながら解決策を提示することを目的とする。さらに、こうした問題への深い理解と有効な対応策を提示しうる若手研究者を育成することを最終的な目標とする。また、同プログラムは、東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」(2003-2007年)を継承・発展するものでもあり、この21世紀COEの成果である国内外のジェンダー法政策への研究・政策提言・社会の諸分野における指導的人材の育成の諸実績が、本GCOEが多文化共生の諸問題を分析する際の基礎となっている。

同プログラムの研究活動は、ジェンダー平等、多文化共生、少子高齢化の3分野を相互に融合させつつ15のプロジェクトを立ち上げ、これに東北大学と連携拠点大学等の研究者が多数参加し、それぞれ研究会・国際的ワークショップを通じた議論を繰り返し、最終成果をブックフォームの形でまとめる予定である。平成20年度には60回を超えるセミナー、シンポジウム、研究会を開催しており、

本年度も既に16回のセミナー等を開催している。特筆すべきものとして、2008年10月22、23日に清華大学において、Tsinghua-Tohoku Workshop on “New Social Issues in the Age of Globalization” の国際ワークショップを開催した。

また、同プログラムの研究成果を公表する媒体として、GEMCジャーナルの第1号が2009年3月に発行されている。

## 2．大学評価・学位授与機構による評価

大学評価・学位授与機構が平成20年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価において、研究成果の状況が、国立大学の法学部・法学研究科で唯一「期待される水準を大きく上回る」と評価されている。特に、民法、商法、医事法、知的財産法などの領域における研究成果の内容及び公表が顕著であり、特筆すべき状況にあると評価されている。

## 特筆すべき社会貢献活動等

### 1．公共政策ワークショップの政策提言

公共政策大学院の特色ある授業科目である「公共政策ワークショップ」は、地域の自治体等をプロジェクト提携機関として、自治体等の抱える課題に対する政策提言を取りまとめて、提出し、特色ある教育成果を地域社会に還元している。平成20年度には、大崎市および仙台市をプロジェクト提携機関として、農業を軸とする地域振興策、環境マネジメント、コミュニティ支援政策について、それぞれのワークショップが政策提言を行った。

### 2．各種審議会委員

法学研究科の多くの教員が各省庁等の各種審議会・委員会の委員を委嘱されている。日本学術会議会員・連携会員、内閣府男女共同参画会議会員をはじめとして、平成20年度も70件を超える委嘱を受けており、それぞれの専門分野において卓越した研究者を擁する本部局の特徴的な社会貢献であるといえよう。

### 3．東北大学無料法律相談所・東北大学法学部模擬裁判実行委員会

東北大学無料法律相談所は昭和3年発足という伝統を誇る法学部学生の自主団体であり、法学研究科（教員の指導体制、サークル室の提供）および法学部同窓会（財政的支援）が積極的にバックアップし、学外の一般市民を対象とする法律相談（無料、年間40件を越える）を通じて、多大な社会貢献を果たしている。夏期休業中には、東北6県内で「出張相談」も行っており、平成20年度は山形県米沢市で実施した。

東北大学法学部模擬裁判実行委員会は、法学部生による裁判劇の制作・講演を通して、市民への法的知識の普及に努めると共に、社会問題を市民と共に考えることを目的とする自主団体である。昭和27年に第1回講演を行って以来、市民の間にもすっかり定着し（講演には約1000人の来場がある）、学生の手で、法と市民をつなぐ重要な社会貢献の場になっている。平成20年度は「尊厳死」をテーマとした模擬裁判が行われ、市民の高い関心を呼んだ。模擬裁判実行委員会に対しても、法学研究科・法学部同窓会は無料法律相談所同様の支援を行っている。